

独立行政法人日本芸術文化振興会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和6年2月28日
独立行政法人日本芸術文化振興会

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に準じ、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、振興会が行う全ての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、振興会の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、振興会の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とする。

3. 電動車の導入

振興会の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については2024年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

4. LED照明の導入

既存設備を含めた振興会のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とすることを目指す。ただし、演出効果上、LED化が困難な舞台照明及び使用頻度の低い設備室照明並びに再整備予定建築物の照明を除く。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに振興会で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。

V. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

- ア 振興会が新築する劇場等の建築物における整備
振興会が新築する劇場等の建築物について、太陽光発電設備を設置する。
- イ 振興会が保有する既存の劇場等の建築物及び土地における整備
振興会が保有する既存の劇場等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置するよう努める。
- ウ 整備計画の策定
今後の劇場等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とする。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
- ③ 空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を図る。

(2) 冷暖房の適正な温度管理

執務室内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

振興会の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2024年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

(2) LED照明の導入

既存設備を含めた振興会全体のLED照明（演出効果上、LED化が困難な舞台照明及び使用頻度の低い設備室照明並びに再整備予定建築物の照明を除く。）の導入割合を2030年度までに100%とすることを目指す。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

2030年度までに振興会が調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。

(4) 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(5) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来訪者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ(使い捨て)製品の調達を抑制し、リユース可能な製品及びリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、会議等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

オ 再生紙の使用等

古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等についても再生紙の使用を進める。

カ 合法木材、再生品等の活用

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

キ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒(自然冷媒や低GWP冷媒)を使用する製品を積極的に導入する。

ク エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

自動販売機の省エネルギー化を行い、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。また、劇場内等の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

ア 劇場等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年環境省告示第7号)等に則り3R(発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))+Renewable(再生材利用等)の徹底を図り、サーキュラーエコノミー(循環経済)を総合的に推進する。

イ 劇場等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月31日)に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、率先して排出の抑制及びリサイクルを実施する。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

計画的な定時退勤の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進等、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等への職員の参加を促す。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の実施状況について、省エネルギー推進委員会において点検を行い、必要に応じて本計画の見直しを行う。

VII. 温室効果ガス排出削減計画

【独立行政法人日本芸術文化振興会全体】

独立行政法人日本芸術文化振興会温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2020 年度	2030 年度目標 (13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO2	7,551	3,110	3,110	-59%	
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	12,348,113	9,803,930	6,174,723	-50%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	12,183,160	9,606,460	(基礎)	(基礎)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	9,364,814	7,090,584	3,686,275	-59%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	9,199,861	6,893,114	(基礎)	(基礎)
		(電気使用量)	kWh	17,552,954	13,867,988	12,374,365	-30%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.534	0.511	0.313 (基礎)	-0.221kg- CO2/kWh (基礎)
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.524	0.497		
		電気以外		kg-CO2	2,983,299	2,713,346	2,306,448
その他		kg-CO2					
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	12,355,664	9,807,040	6,177,833	-50%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	12,190,711	9,609,570	(基礎)	(基礎)	

独立行政法人日本芸術文化振興会温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)		%	-	50
公用車に占める電動車の割合		%	50 (2022 年度)	100
LED照明の導入割合		%	23 (2022 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	-	60